



《労農記者クラブ扱い》

大阪労働局発表  
平成23年5月11日

担 当	大阪労働局労働基準部安全課 安全課長 田嶋康男 主任地方安全専門官 佐藤雅彦 電話 06-6949-6496 夜間直通 06-6949-6497
--------	--

## 登録教習機関に対する業務停止命令の行政処分について

大阪労働局（局長 西岸正人）は、平成23年5月11日、労働安全衛生法に基づく登録教習機関である陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部（支部長 坂本克巳）について、下記のとおり、労働安全衛生法に基づくフォークリフト運転技能講習に係る業務停止の行政処分を行った。

記

### 1 処分の対象者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部

支部長：坂本克巳

事務所所在地：大阪府大阪市城東区鳴野西2-11-2

トラック総合会館

登録番号：大阪労働局長・登録教習機関第3号

### 2 処分の内容

労働安全衛生法に基づき登録を受けたフォークリフト運転技能講習の業務を、平成23年5月11日から平成23年11月10日までの間、停止すること。

### 3 処分を行った日

平成23年5月11日

### 4 根拠となる法令の条項

労働安全衛生法第77条第3項において準用する同法第53条第2号

### 5 処分の原因となった事実

平成22年11月27日及び28日に実施したフォークリフト運転技能講習の学科試験において、合格点に満たない6名を合格としたこと。